

償却資産の申告期限は

平成26年1月31日(金)です

償却資産には、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在で所有している償却資産について、申告することが義務付けられています。個人で、賃貸アパート経営や、飲食店等の事業を行い、土地・家屋以外の事業資産を所有している場合でも、申告は必要です。

正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法の規定により過料を科せられます。また、虚偽の申告をすると、罰金が科せられることもありますので、ご注意ください。

問合せ 資産税課資産税係 (内線2725) / 各総合支所税務課 (菖蒲・内線133 / 栗橋・内線223 / 鷲宮・内線151)

償却資産とは

法人または個人で事業を営んでいる方(リース業や賃貸住宅、駐車場の経営なども含まれます)が、その事業の用に供することができる資産です。(左表参照)

構築物	看板・広告塔、フェンス、舗装路面、緑化施設、受変電設備、独立キャノピー、テナント施工の内装・電気・給排水設備等の造作、自転車置場など
機械・装置	土木・建設機械、製造・加工・修理機械、医療用機械など
船舶	一般船舶、漁船、モーターボートなど
航空機	飛行機、ヘリコプターなど
車両・運搬具	自動車税の課税対象外のフォークリフトなど(カーナビは車両に含まれるため課税対象外)
器具・備品	事務用品、家具類、エアコン、パソコン、陳列棚、理容・美容器具、工具類、金庫など

申告書について

平成26年1月31日(金)までに資産税課へ提出してください。(各総合支所税務課でも受け付けます。)

例年申告されている方、新規に事業を開始した方には、

申告関係書類を12月中旬頃に送付します。書類が届かない場合は、資産税課にご連絡ください。

申告書類は、市ホームページからダウンロードできます。また、地方税ポータルシステム(エルタックス)による電子申告も受け付けています。

・廃業、解散等で申告すべき資産がなくなつた場合でも、その旨を記載の上、提出をお願いします。また、資産の増減がない場合も必ず申告書を提出してください。

平成25年1月1日以前の資産に異動があり、申告漏れがあれば、併せて申告してください。取得年度に合わせて最大5年分さかのぼり、課税の修正をします。

調査へのご協力を お願いします

市では、国税申告資料と償却資産の申告内容を照合する台帳調査を行っています。

国税(法人税・所得税)申告書添付書類「減価償却資産内訳・明細書(写)・減価償却費の計算書(写)」等の提出をお願いする場合や、税務署でこれらの書類を確認する場合があります。

なお、この調査をもとに、事業所等の現地調査を行う場合があります。

少額減価償却資産の特例は固定資産税には適用されません

平成15年4月1日から国税(法人税・所得税)について「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度」が施行されていますが、固定資産税(償却資産)にはこの特例制度は適用されず、課税対象となりますので、ご注意ください。

合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

清久工業団地周辺土地区画整理地内の町名が変わりました

久喜市清久工業団地周辺土地区画整理組合が実施してきた同区画整理事業の換地処分の公告(11月15日)に伴い、公告日の翌日(11月16日)から対象区域の町名地番が変わりました。

対象区域に「居住する方」および「事務所等」の住所が変わりましたので、同組合から送付している「換地処分通知のご案内」をご確認ください。

問合せ 都市計画課産業基盤推進室 (内線151)

